

## 「ラムサール条約登録湿地を増やす議員の会」

### 勉強会次第

- (1) 会長あいさつ
- (2) 環境省より「条約湿地潜在候補地の選定」について
- (3) ラムサール・ネットワーク日本より発言
- (4) 意見交換
- (5) 今後の会の活動について (COP10 等)

---

#### 出席予定議員(敬称略):

(参)川口順子会長、愛知治郎、加藤修一、加賀谷健、紙智子、熊谷大、  
谷博之、松野信夫、末松信介、野上浩太郎

(衆) 稲見哲男、川越孝洋、杉本かずみ、服部良一

#### 省庁出席者:

環境省 自然環境局

亀澤玲治 野生生物課長

中山直樹 登録調査係

国交省 河川局河川環境課

安田吾郎 流域治水室長

農水省 大臣官房環境バイオマス政策課

木内岳志 地球環境対策室長

濱登 課長補佐

#### NGOs:

浅野正富 (ラムサール・ネットワーク日本)

井口利枝子 (とくしま自然観察の会)

牛野くみ子 (千葉の干潟を守る会)

柏木実 (ラムサール・ネットワーク日本)

岸本紘男 (三番瀬のラムサール登録を実現する会)

猿山弘子 (渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会)

陣内隆之 (諫早干潟緊急救済東京事務所)

高松武比古 (渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会)

立花一晃 (三番瀬を守る署名ネットワーク)

花輪伸一 (WWFジャパン)

羽生洋三 (有明海漁民・市民ネットワーク)



# ラムサール条約湿地潜在候補地の選定について

平成 22 年 10 月 1 日

環境省

## 1. 潜在候補地の選定について（平成 22 年 9 月 30 日公表）

### （1）現状

- ・我が国のラムサール条約湿地 37 ヶ所（平成 22 年 9 月現在）
- ・目標：ラムサール条約 COP11（2012 年）までに新たに 6 ヶ所登録（生物多様性国家戦略 2010）
- ・登録のための 3 条件
  - ① 国際基準に該当する国際的に重要な湿地であること
  - ② 自然公園法、鳥獣保護法等の国内法による保護担保措置
  - ③ 地元自治体等の登録への賛意

### （2）今回の検討

- ・上記 3 条件のうち①を満たす湿地の抽出が目的
- ・COP9（2005 年）における国際基準 9（鳥類以外の湿地に依存する動物種等の 1%以上の個体数を支える湿地）の追加や、COP10（2008 年）における水田決議（水田の生物多様性保全上の役割に着目した決議）の採択といった新たな評価軸を踏まえるとともに、各地の湿地に係る最新の情報等をもとに、平成 22 年 2 月から 8 月にかけて学識経験者からなる検討会を 5 回開催
- ・検討会での議論を踏まえ、地元自治体の賛同や保護担保措置の有無によらずに、科学的な観点からラムサール条約の国際基準を満たすことが認められる湿地（＝潜在候補地）を日本全国から 172 ヶ所選定

## 2. 今後の予定

- ・ラムサール条約 COP11（2012 年）では、潜在候補地のうち 6 ヶ所以上の新規登録を目指す。
- ・それ以降についても、潜在候補地のうち、登録のための 3 条件が整ったものから順次登録を進めていく。

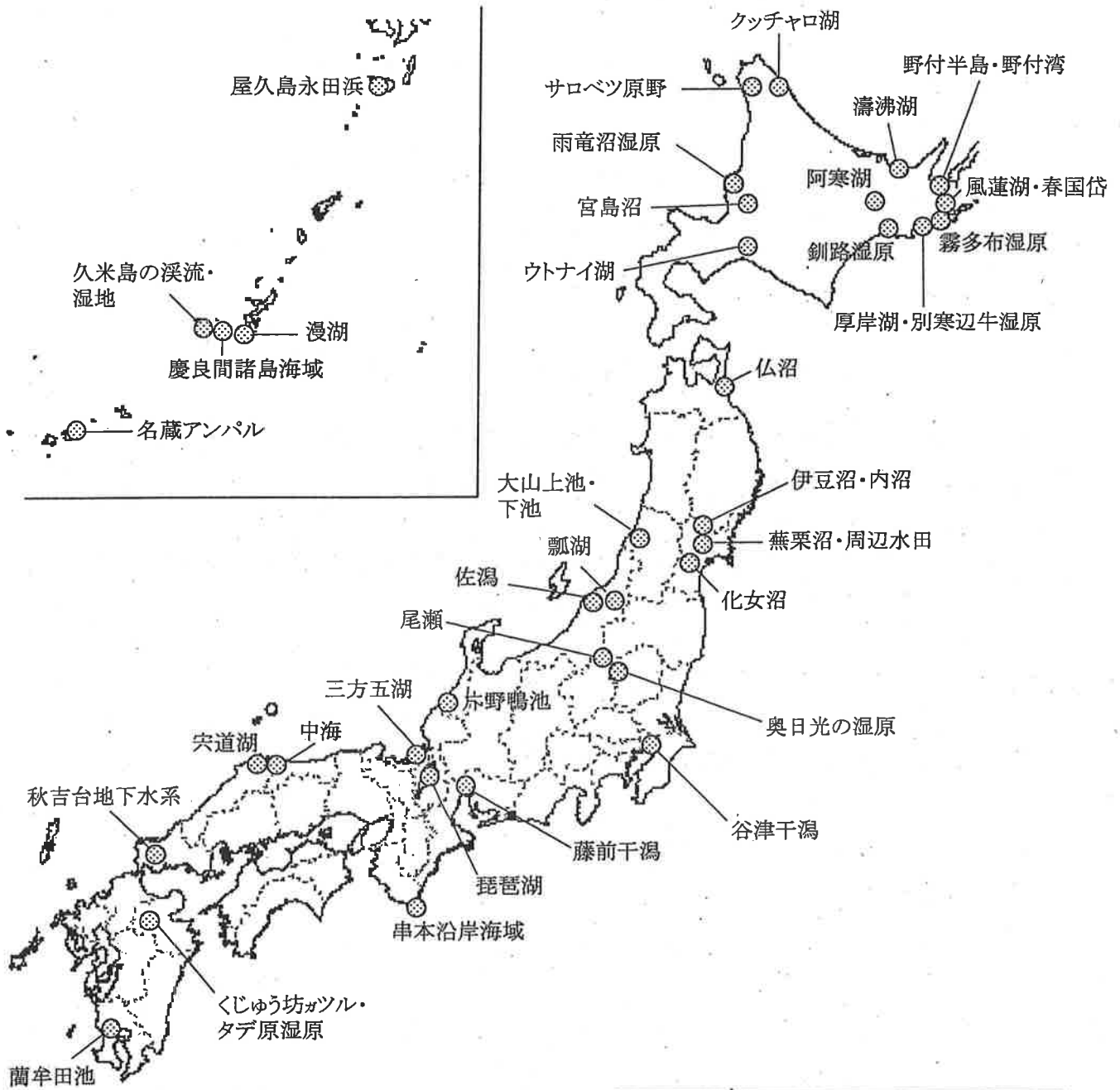
<ラムサール条約湿地検討会委員>

氏名	分野	所属・役職
呉地 正行	鳥類	日本雁を保護する会 会長
小林 聡史	自然保護	釧路公立大学経済学部 教授
新庄 久志	湿地全般・ワイズユース	釧路国際ウェットランドセンター 主任技術委員
鈴木 孝男	底生生物	東北大学大学院生命科学研究科 助教
辻井 達一	湿地植生	財団法人 北海道環境財団 理事長 (座長)
中須賀 常雄	マングローブ	元琉球大学農学部 教授
林 正美	昆虫	埼玉大学教育学部 教授
細谷 和海	魚類	近畿大学農学部 教授
松井 正文	両生は虫類	京都大学大学院人間・環境学研究科 教授

<検討会の開催経緯> (いずれも公開)

平成 21 年度	平成 22 年 2 月 2 日	第 1 回検討会
	平成 22 年 3 月 4 日	第 2 回検討会
平成 22 年度	平成 22 年 6 月 25 日	第 3 回検討会
	平成 22 年 7 月 26 日	第 4 回検討会
	平成 22 年 8 月 24 日	第 5 回検討会

○ラムサール条約湿地 位置図



ラムサール条約湿地	
登録湿地数	37ヶ所
総面積	131,027 ha

## 我が国におけるラムサール条約湿地の要件

- ① 国際的に重要な湿地であること。  
(=ラムサール条約で示された基準に該当していること)
- ② 国の法律（自然公園法、鳥獣保護法など）により、将来にわたり自然環境の保全が図られていること。
- ③ 地元自治体等から登録への賛意がえられていること。

### 国際的に重要な湿地を指定するための9つの基準

基準1. 各生物地理区（世界の生物相を大まかに分ける地図）内で、代表的、希少又は固有な湿地タイプを含む湿地

基準2. 国際的に絶滅のおそれのある種又は消失の危機に瀕している生物群集を支える上で重要だと考えられる湿地

基準3. 各生物地理区の生物多様性を維持するのに重要と考えられる湿地

基準4. 生活環の重要な段階を支える上で重要な湿地

基準5. 定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地

基準6. 水鳥の種又は亜種の個体数の1%以上を定期的に支える湿地

水鳥の  
特別基準

基準7. 固有な魚介類（甲殻類、軟体類等を含む）の亜種、種又は科の相当な割合を支える湿地

基準8. 魚介類（甲殻類、軟体類等を含む）の重要な餌場であり、又は産卵場、稚魚の成育場である湿地

魚介類の  
特別基準

基準9. 鳥類以外の湿地に依存する動物の種又は亜種の個体群で、その個体数の1%以上を定期的に支える湿地

※基準9は第9回締約国会議にて追加された

(お知らせ)

ラムサール条約湿地潜在候補地の選定について

平成 22 年 9 月 30 日 (木)  
環境省自然環境局野生生物課  
直通：03-5521-8283  
代表：03-3581-3351  
課長：亀澤 玲治 (6460)  
課長補佐：堀内 洋 (6475)  
係長：中山 直樹 (6468)

環境省では、ラムサール条約湿地の登録を推進するため、ラムサール条約湿地としての国際基準を満たすと認められる湿地(潜在候補地)を全国から172ヶ所選定しました。そのうち、地元自治体等から登録への賛意が得られ、国内法による保護担保措置の確保が整ったものから、次回(COP11:2012年)以降の締約国会議の機会にラムサール条約湿地への登録を進めていきます。

1. ラムサール条約湿地潜在候補地の選定について

(1) 既存候補地

- ・1999年に行われたラムサール条約第7回締約国会議(COP7)において、2005年のラムサール条約COP9までに、世界のラムサール条約湿地を2,000ヶ所以上に増加(おおむね倍増)させることを目標とすることが決定されました。(現在の目標は2015年までに2,500ヶ所以上に増加させることとなっています。)
- ・これを受けて、国内のラムサール条約湿地の登録を推進するため、平成16年から平成17年にかけてラムサール条約湿地候補地検討会を開催し、54ヶ所の登録候補地の選定を行い、登録に向けた調整等を行った結果、2008年のラムサール条約COP10までに、このうち22ヶ所をラムサール条約湿地に登録しました(平成22年9月末現在国内のラムサール条約湿地は37ヶ所、世界では1898ヶ所)。

(2) 今回の検討

- ・上記(1)の検討から5年以上が経過し、渡り鳥の個体数等の新たな知見が得られるとともに、ラムサール条約COP9における新たな国際基準9(鳥類以外の湿地に依存する動物種等の1%以上の個体数を支える湿地)の追加や、ラムサール条約COP10における水田の持つ生物多様性保全上の役割に着目した決議X.31(通称「水田決議」)の採択により、ラムサール条約湿地の登録に関する新たな評価軸が加わりました。
- ・こうした状況の変化を踏まえ、今後のラムサール条約湿地の登録を一層推進するため、平成22年2月から8月にかけてラムサール条約湿地候補

地球のいのち、つないでいこう

地検討会（上記（1））を再度開催し、各地の湿地に係る最新の知見等を基に、科学的・客観的な観点からラムサール条約湿地の国際基準を満たすと認められる湿地を幅広く「潜在候補地」として選定する作業を進めてきました（具体的な選定方法は別添資料1）。

※潜在候補地は、国際基準を満たすと認められる湿地を抽出したものです。今後、ラムサール条約湿地として登録するためには、国際基準を満たすだけでなく、①地元自治体等の賛意、②鳥獣保護法、自然公園法等の国内法による保護担保措置が必要になります。

#### <検討会委員>

氏名	分野	所属・役職
呉地 正行	鳥類	日本雁を保護する会 会長
小林 聡史	自然保護	釧路公立大学経済学部 教授
新庄 久志	湿地全般・ワイズユース	釧路国際ウェットランドセンター 主任技術委員
鈴木 孝男	底生生物	東北大学大学院生命科学研究科 助教
辻井 達一	湿地植生	財団法人 北海道環境財団 理事長（座長）
中須賀 常雄	マングローブ	元琉球大学農学部 教授
林 正美	昆虫	埼玉大学教育学部 教授
細谷 和海	魚類	近畿大学農学部 教授
松井 正文	両生は虫類	京都大学大学院人間・環境学研究科 教授

#### <検討会の開催経緯>（いずれも公開）

平成 21 年度	平成 22 年 2 月 2 日	第 1 回検討会
	平成 22 年 3 月 4 日	第 2 回検討会
平成 22 年度	平成 22 年 6 月 25 日	第 3 回検討会
	平成 22 年 7 月 26 日	第 4 回検討会
	平成 22 年 8 月 24 日	第 5 回検討会

#### (3) 選定結果

・今般、検討会での議論を踏まえ、9つある国際基準のいずれかを満たすと認められる日本全国の湿地 172ヶ所をラムサール条約湿地の潜在候補地として選定しました（別添資料2）。



<国際基準別の潜在候補地数>

国際基準	潜在候補地数
国際基準1	76
国際基準2	54
国際基準3	86
国際基準4	3
国際基準5	7
国際基準6	51
国際基準7	16
国際基準8	28
国際基準9	4

<地域別の潜在候補地数>

地域	潜在候補地数
北海道地方	21
東北地方	24
関東地方	15
中部地方	27
近畿地方	10
中国地方	13
四国地方	6
九州地方	56

<湿地タイプ別の潜在候補地数>

湿地タイプ		潜在候補地数
陸域	湿原	17
	河川（溪流を含む）	41
	湖沼	35
	水田・ため池等の人工湿地	28
	その他の陸域	17
海域 (汽水域を含む)	河口域	38
	塩性湿地	9
	マングローブ湿地	12
	干潟	47
	藻場	28
	サンゴ礁	8
	その他の海域	17

注：潜在候補地によっては、複数の国際基準に該当する場合や、複数の湿地タイプを有する場合がある。

- ・ 検討会で議論された湿地の内、さらなる知見の充実が必要な湿地や、渡り鳥の生息状況等の今後の推移を見定める必要がある湿地については、今後の状況を踏まえて潜在候補地とするかどうか検討することとしました。
- ・ 各潜在候補地の名称や区域については、ラムサール条約湿地の登録に向けた調整を進める中で、必要に応じて再度精査します。また、検討委員より「東京湾」「有明海」等のように湿地の機能に密接なつながりを有する複数の潜在候補地を有する地域については一体的な登録を目指すべきとの意見があった事を踏まえ、ラムサール条約湿地の登録に当たっては、一体的な機能を有する複数の潜在候補地を統合する必要性についても検討していきます。
- ・ 平成17年に選定した54ヶ所の既存候補地のうち未登録の32ヶ所については、「知床半島サケ・カラフトマス遡上河川」及び「大田原市の湧水湿地」について最新の知見では国際的な基準を満たしている事が認められませんでした。その他の湿地(30ヶ所)は潜在候補地に選定されました。
- ・ 平成13年に我が国における保全上重要な湿地を対象に環境省が全国から500ヶ所選定した「日本の重要湿地500」に該当している潜在候補地は172ヶ所中150ヶ所でした。これは、渡り鳥の個体数等の新たな知見が得られ、国際基準を満たす新たな湿地が加わったためです。
- ・ 今回の検討では、ラムサール条約湿地の国際基準に照らして国際的な重要性が認められる湿地を選定したものであり、それ以外に我が国に他の観点から重要な湿地があることを否定するものではありません。

## 2. 今後の予定

- ・ 2012年5月にルーマニアのブカレストで開催予定のラムサール条約COP11に向けて、今回選定した潜在候補地から6ヶ所以上の新規のラムサール条約湿地登録を目指します。登録のためには、潜在候補地であることに加えて、地元自治体等の賛意や国内法による保護担保措置が得られている又は得られる見込みが高いことが必要です。COP11に向けた登録のために、来年度(平成23年度)中を目処に地元自治体等の賛意の確認や国内法による保護担保措置の適用、条約事務局への通報などの条件整備や手続を行っていきます。
- ・ COP11以降についても、潜在候補地の内、地元自治体等から登録への賛意が得られ、国内法による保護担保措置が整ったものから、COP12以降の締約国会議の機会に登録を進めていきます。
- ・ 潜在候補地については、ラムサール条約湿地への登録に限らず、今後の湿地保全に当たっての参考資料として活用します。
- ・ 水田決議を踏まえ、既存の登録湿地についても、それらと一体的に保全を図る必要がある周辺水田について、ラムサール条約湿地としての区域拡張を目指します。

## 国際基準 1～9 に基づく潜在候補地の選定方法

※：留意点

基準 1: 適切な生物地理区内に、自然のまたは自然度が高い湿地タイプの代表的、希少または固有な例を含む湿地がある場合には、その湿地は国際的に重要であると考えることとする。

※陸域については Udvardy の生物地理区分 (5 区分)、海域については「世界の海洋エコリジョン (MEOW)」の生物地理区分 (8 区分) を用いて、生物地理区分を代表する湿地タイプを選定する (瀬戸内海及び有明海の特異性に留意する)

※ただし、各生物地理区分内に分布が限られている (= 希少) 又は唯一分布する (= 固有) 湿地タイプがある場合には、面積基準によらずに選定する

### < 湿原 >

○原則として、重要湿地 500 の「湿地タイプ」に「湿原」、「雪田草原」、「湧水湿地」の記載があること

○一定以上の規模とまとまりを有していること (第 5 回自然環境保全基礎調査、湿地調査において、原則として 200ha 以上 (北海道) または 100ha (北海道以外) 以上であり、単一で一定程度のまとまりを有していること)

○選定理由が重要湿地 500 の選定基準② (希少種等の生育生息) 又は選定基準④ (渡り鳥) のみでないこと

※泥炭地の形成史等に留意する

※高層湿原、低層湿原、中間湿原のバランスに留意する

### < 河川 >

○原則として、重要湿地 500 の「湿地タイプ」に「河川」の記載があること

○河川が主な選定対象であること

○一定以上の規模を有していること (原則として長さ 5km 以上)

○高い自然性を有していること

○選定理由が重要湿地 500 の選定基準② (希少種等の生育生息) 又は選定基準④ (渡り鳥) のみでないこと

### < 湖沼 >

○原則として、重要湿地 500 の「湿地タイプ」に「湖沼」、「潟湖 (潟湖干潟を除く)」の記載があること

○一定以上の規模を有していること (原則として 500ha 以上)

○選定理由が重要湿地 500 の選定基準② (希少種等の生育生息) 又は選定基準④ (渡り鳥) のみでないこと

- 人工護岸が少ないなど、高い自然性を有していること
- ※地域バランスに留意する

#### <地下水系（カルスト地形）・湧水地>

- 原則として、重要湿地 500 の「湿地タイプ」に「地下水系」、「湧水地」、「湧水」の記載があること
- 選定理由が重要湿地 500 の選定基準②（希少種等の生育生息）のみでないこと
- 各生物地理区分で最大規模を有すること

#### <塩性湿地>

- 原則として、重要湿地 500 の「湿地タイプ」に「塩性湿地」の記載があること
- 一定以上の規模を有していること
- 選定理由が重要湿地 500 の選定基準②（希少種等の生育生息）又は選定基準④（渡り鳥）のみでないこと

#### <マングローブ湿地>

- 原則として、重要湿地 500 の「生物群」に「マングローブ林」の記載があること
- 一定以上の規模を有していること（第5回自然環境保全基礎調査、海辺調査において原則として100ha以上）
- 選定理由が重要湿地 500 の選定基準②（希少種等の生育生息）又は選定基準④（渡り鳥）のみでないこと

#### <河口域>

- 原則として、自然度の高い汽水域が広がっていること
- 一定以上の規模を有していること

#### <干潟>

- 原則として、重要湿地 500 の「湿地タイプ」に「干潟」、「潟湖干潟」、「前浜干潟」、「入江干潟」、「河口干潟」の記載があるか、第7回自然環境保全基礎調査（干潟調査）の対象干潟157カ所又は「日本における干潟海岸とそこに生息する底生生物の現状」の「干潟をもつ各地域の現状」の対象干潟に含まれていること
- 一定以上の規模を有していること（第4回自然環境保全基礎調査、干潟調査で原則として10ha以上）
- 選定理由が重要湿地 500 の選定基準②（希少種等の生育生息）又は選定基準④（渡り鳥）のみでないか、選定基準②・④以外の条件に合致することが第7回自然環境保全基礎調査（干潟調査）又は「日本における干潟海岸とそこに生息する底生生物の現状」で認められること

<藻場>

- 原則として、重要湿地 500 の「生物群」に「海草」または「海藻」の記載があること
- 一定以上の規模を有していること
- 選定理由が重要湿地 500 の選定基準②（希少種等の生育生息）のみでないこと

<サンゴ礁>

- 原則として、重要湿地 500 の「生物群」に「サンゴ」の記載があること
  - 一定以上の規模を有していること。（第 4 回自然環境保全基礎調査、サンゴ礁調査において、当該湿地付近のサンゴ礁面積が原則として 50ha 以上）
  - 選定理由が重要湿地 500 の選定基準②（希少種等の生育生息）のみでないこと
- ※非サンゴ礁域及びサンゴ礁域において代表的なサンゴ礁を選定（面積及び被度で評価）

**基準 2：絶滅危惧種と特定された種（絶滅危惧Ⅰ類・Ⅱ類に該当）、または消滅の危機に瀕している生物群集を支えている場合には、その湿地は国際的に重要であると考えることとする。**

- IUCN の「深刻な危機 (CR)」、「危機 (EN)」、「危急 (VU)」のいずれかで、かつ/または 環境省レッドリストの「絶滅危惧Ⅰ類 (CR+EN)」、「絶滅危惧ⅠA類 (CR)」、「絶滅危惧ⅠB類 (EN)」、「絶滅危惧Ⅱ類 (VU)」のいずれかを満たす種。
  - 繁殖地や越冬地等として生活史の特定の段階で安定的に絶滅危惧種や絶滅のおそれのある生物群集を支えていること
- ※野生復帰をした種についても対象とする  
※絶滅危惧種の固有種の生息・生育状況に配慮する

**基準 3：特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物種の個体群を支えている場合には、その湿地は国際的に重要であると考えることとする。**

- 原則として重要湿地 500 にあり、専門家に対するアンケートにおいて、種が豊富である、固有種の多い、特殊な環境条件に適応した種の相当な割合を有しているなど、生物地理区における生物多様性の維持に重要な個体群を支えていることが明らかな湿地
- ※陸域については Udvardy の生物地理区分（5 区分）、海域については「世界の海洋エコリージョン (MEOW)」の生物地理区分（8 区分）を用いる（瀬戸内海及び有明海の特殊性に留意する）

**基準 4:** 生活環の重要な段階において動植物種を支えている場合、または悪条件の期間中に動植物種に避難場所を提供している場合には、その湿地は国際的に重要であると考えることとする。

- 原則として、重要湿地 500 の選定基準⑤（生物の生活史の中で一定以上の規模を有していること）によって選定されている湿地
- 産卵数が多い等、生活環の重要な段階においてアカウミガメ、アオウミガメを支えているものを評価
- 専門家に対するアンケートにおいて、ウミガメ、鳥類、魚介類以外の渡り性・移動性生物が、餌場や産卵などの利用で重要であることが明らかな湿地。

**基準 5:** 定期的に 2 万羽以上の水鳥を支える場合には、その湿地は国際的に重要であると考えることとする。

- 環境省モニタリングサイト 1000 ガンカモ類調査及び全国ガンカモ一斉調査において、過去 5 年のうち 3 年以上ガンカモ類の渡来数が 2 万羽以上の湖沼等

**基準 6:** 水鳥の一種または亜種の個体群において、個体数の 1 % を定期的に支えている場合には、その湿地は国際的に重要であると考えることとする。

- 環境省モニタリングサイト 1000 ガンカモ類生息調査、シギ・チドリ類調査、全国ガンカモ一斉調査等において、ガンカモ類、シギ・チドリ類、ツル類等で過去 5 年のうち 3 年以上個体数の 1% 以上を定期的に支えている湿地

**基準 7:** 固有な魚介類（甲殻類、軟体類等を含む）の亜種、種、または科、生活史の一段階、種間相互作用、湿地の恩恵を提供する個体群の相当な割合を維持しており、それによって世界の生物多様性に貢献している場合には、その湿地は国際的に重要であると考えることとする。

- 原則として重要湿地 500 にあり、専門家に対するアンケートにおいて、魚種の 1 割が固有種である場合など、固有な魚介類（甲殻類、軟体類等を含む）の亜種、種、または科の相当な割合を支えることが明らかな湿地

**基準 8:** 魚介類（甲殻類、軟体類等を含む）の重要な餌場であり、産卵場、稚魚の成育場であり、または湿地内もしくは湿地外の漁業資源が依存する回遊経路となっている場合には、その湿地は国際的に重要であると考えることとする。

- 原則として重要湿地 500 にあり、専門家に対するアンケートにおいて、魚介類（甲殻類、軟体類等を含む）の重要な餌場であり、産卵場、稚魚の成育場であり、または湿地内もしくは湿地外の漁業資源が依存する回遊経路となっていることが明らかな湿地

**基準 9: 鳥類以外の湿地に依存する動物種または亜種の個体群で、その個体数の 1% を定期的に支えている場合には、その湿地は国際的に重要であると考えることとする。**

○原則として重要湿地 500 にあり、専門家に対するアンケートにおいて、爬虫類、両生類、魚介類又は水生昆虫等が生息する唯一の湿地か（繁殖地や産卵地を含む）、大部分が生息することが明らかな湿地

